

第3回 裾野市水道事業審議会・裾野市下水道審議会 議事録【要旨】

I 日時：令和元年12月2日 午後2時00分～午後5時45分

II 場所：裾野市役所 401会議室

III 出席委員：10名（順不同）

佐藤裕弥委員（会長）、渡邊康一委員（副会長）、三明正明委員、増田喜代子委員、西島奉行委員、寺嶋勝俊委員、柏木道子委員、阿部征雄委員、山田浩昭委員、服部敏淳委員

※終了予定時間延長のため、都合により3名退席。

IV 事務局（市側）出席者：10名

鈴木環境市民部長、細井水道事業管理監兼上下水道経営課長、中野上下水道工務課長、勝又上下水道経営課長代理、服部主幹、芹澤係長、鎌野主査、眞田主任、大橋主事

V 傍聴者：3名

VI 次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（1）審議会の非公開について

（2）水道料金改定率について

（3）答申（案）・・・水道料金の適正について

（4）裾野市下水道事業経営戦略案について

（5）その他

4 その他

・水道事業審議会の日程について

第4回 2/13 （市役所5階 第一委員会室）

答申案のとりまとめ

・市長への答申

2月下旬を予定

5 閉会

VII 議事録【要旨】

（1）【審議会の非公開について】：事務局案を説明。

〈会長〉この審議会は原則公開であるが、過去に料金改定に関することで、実質的な審議を優先するため、非公開としたことがある。今回水道料金改定率について議論することから、委員の方々から公開あるいは非公開について意見を伺う。

〈委員〉料金のことについては非公開とし、それ以外は今までと同様で良い。

〈会長〉料金改定に関しては非公開、それ以外は公開という意見である。

特に本日の料金改定については、各委員が発言しづらい状況であってはならない。

自由な発言を促す観点から、委員の意見は合理的である。各委員いかがか。

〈委員〉異議なし。

〈会長〉料金改定に関する事については非公開、その他については公開し議事録は要旨公開とする。

今の時点で傍聴希望者はいるか。

〈事務局〉現時点ではない。

〈会長〉審議中に傍聴希望者があった場合、料金改定のみ非公開とし、それ以外は傍聴可能と案内する

こと。

(2) 【水道料金改定率について】：会議を非公開とし、事務局より資料1について説明。

〈会長〉P3 資産維持費が理論値としての決算書を作成した場合、当年度純利益に相当するという表の見方であるのか。

〈事務局〉この表は、右側のページが資産保有状況を想定した表である。

資産維持費は、各年度の決算値見込み額を、その年度の資産状況から遊休資産を差引いたもので、これに資産維持率1.8794%を乗じたものである。

例えば、令和2年度で159,233千円とあるが、水道事業で保有する資産の工事費に使う費用という事である。

〈会長〉資産維持率について4ケースの提示があった。

水道料金について改定をどのように考えるのか、議論を求める。

ケース1からケース4まで平均改定率が高くなるが、高くなるほど当然市民の負担もあがる。

水道施設の維持という観点からは、充実したものになるということである。

〈委員〉ガイドラインのようなものがあるか。

〈事務局〉日本水道協会から資産維持率は3%を目安にする指針がある。

〈委員〉市民意識としては値上げしない方が望ましく感じるが、施設の維持管理と災害対策の観点から現状で維持できるのか。

〈事務局〉向こう5年間は現状維持で、災害に備えての内部留保資金が1年分の予算額程度が残ることを見越している。

〈会長〉熊本地震レベルの被災状況を参考に災害規模を検証し、資産余力を考慮している内容である。

〈委員〉被害総額の10.4億円の根拠は何か。

〈事務局〉熊本市の被害額が39.8億円であることから、断水世帯規模、水道施設数など裾野市との比較割合で算出した。

〈委員〉施設の耐震はどうなっているか。

職員数は熊本市と比較し人口に対して半数だがいかがか。また、防災対策はどうなっているか。

〈事務局〉耐震基準が平成9年度に阪神・淡路大震災を教訓に見直されたため、基準を満たしていない施設がある。水道ビジョンやこの経営戦略の中でも、計画的に基準を満たす施設にすることを見込んでいる。

防災対策として、給水タンクや発電機など徐々に備えている。職員数については現状維持で検証している。

〈委員〉災害に対し、施設維持の担保を期待する。また、余力がある場合に資金運用として貸付をしてはどうか。

〈会長〉裾野市の水道料金収入が年間約7.2億円である。1か月の断水を想定しても、10億円の範囲に収まっている。また固定資産が約86億円あるが、災害による被害規模の確実が予測はできないが、全て被災して機能しなくなるということも考えにくいかもしれない。このため、試算上の一つの考え方としては10.4億円は妥当と言えるだろう。以上のことから料金の改定については、災害に対し万全を期すことを条件に、事務局案のとおり今回は改定しないとして良いか。また他会計への貸付については、法令の範囲内で安全確実な資金運用であればできるので、今後検討することを要望することによいか。

〈委員〉異議なし。

(3) 【答申の水道料金の適正についての案について】：事務局案を説明

〈会長〉水道料金の適正部分について答申内容の方針の提示である。最終的には本審議会が終了した後提出するので、追加事項等意見を求める。また、事務局へ前議事で意見のあった職員数の確保や災害について加筆するよう要望することによろしいか。

〈委員〉異議なし。

(4) 【裾野市下水道事業経営戦略案について】：事務局より説明

〈会長〉下水道事業経営戦略案における、資料 2 の 10 ページの 2-3 使用料収入の見通を、6 ケース検証している。まずはこれ以外の案を審議する。

〈委員〉面整備事業はいつまでを想定しているか。また場所はどのあたりか。

〈事務局〉アクションプランに基づき、令和 8 年度までを見込んでいる。また、整備地域はアクションプランに示している図面で、緑色で着色した地域である（資料 2 P17）。

〈委員〉職員数の見通しにおいて、人件費を含め、今後の事業の遂行における人員不足が懸念される。定年退職による熟練した技術員不足とも言われているので、水道部の復活等を含め組織改正を要望する。

〈会長〉組織改正について、事務局として即答は出来ないと思われるが、19 ページに示されているグラフを含め組織の見通しについて再度検討する必要があるので、会長預りとする。

〈委員〉基本理念について、すっきりとまとまっているが、防災対策について多く意見が出ているので、これをふまえ、裾野らしさを出したらどうか。

〈会長〉基本理念は経営戦略の骨格であるとともに、裾野市が今後 10 年における方向を示すものであるので、再度検証すること。

〈事務局〉再度検証する。

〈委員〉基本方針の中で、不明水を解消し有収率の向上とあるがどのようなことか。

〈事務局〉不明水は主に雨水の流入が考えられる。都市部は合流式が多いので雨水の流入はあるが、当市は分流式のため雨水は入らない作りである。考えられるのは、例として配管のひび割れやマンホールの隙間などからの流入である。対策として、定期的にラジコンカメラなどを用いて内部調査し劣化部の早期発見、早期改修に努めるということである。

〈会長〉裾野市下水道経営戦略案について、基本理念等の見直しをすることを踏まえ、概ねこの内容で良いか。また、修正部分については事務局と調整し、委員各位に再度、郵送等で見てもらう事になるがよろしいか。

〈委員〉異議なし。

〈会長〉基本的にこの経営戦略の内容で承認を得たので、次に改定率について審議する。

《資料 5 改定率計算書》について：事務局より説明

〈会長〉先に決議した下水道経営戦略の使用料算定基準をもとに精査し、さらに 3 つのケースにまとめたものである。答申に向けてこの改定率を審議する。

〈委員〉面整備されるとどのぐらいの人口が恩恵を受けるのか。つまり、経営戦略における人口推移から下水道の恩恵を受ける人口割合がどの程度か。その割合が、一般会計からの繰入額の割合と同程度なら納得できる。

〈事務局〉経営戦略における人口推移のなかで、市の人口は減少するが、下水道の整備人口は 2 万 2 千人程度と横ばい状況であると見込んでいる（資料 2 P9）。割合としては 40%程度である。現在の繰入額は 44.7%（資料 5 P2）である。

〈委員〉総務省通知による使用料単価 150 円/m<sup>3</sup>というのは今までの説明で理解でき、賛同する。しかし、40.52%の改定率は、1 か月あたりの使用料金が一度に 1,000 円程度増額するので、事務局案の 450

円程度の増額であるほうが、市民としては理解しやすい。

〈委員〉総務省案の場合、繰入金の割合はどの程度になるか。

〈事務局〉27%となる。

〈委員〉下水道の使用料と浄化槽の維持管理と比較した場合、どちらがかかるのか。

〈委員〉浄化槽の方が高いと思われる。決して安くはない。法定点検など維持管理をしなければならない。

〈委員〉市民感情からは両方料金を支払うと高いように感じてしまうが、上水は値上げ見送りだが、下水道使用料の値上げは致し方ないと思う。

〈委員〉値上げはやむを得ないと思う。近隣市町並びに同じ流域の市町も値上げをしている。値上げ幅は、近隣市町なみに20%~30%が合理的な理由と思われる。

〈委員〉総務省案で良いと思うが、市民感情として急激に料金が上がったように感じてしまうので、段階的に引き上げられないか。

〈委員〉値上げは賛成だが、供用開始区域において、いまだ接続していない家庭がある。そういう人がいるのに値上げするのがもどかしい。接続させてから値上げもありか。ペナルティを科したらどうか。

〈委員〉接続していない理由はいろいろあると思われるが、供用開始している地域で、新築する人が接続しない場合にペナルティを科せられないか。

〈委員〉合併浄化槽の排水先が農繁期に使用される水路の場合があり、流水を止めると悪臭がし苦情が来るので止めることができない。

〈委員〉例えば協力金として徴収できないか。

〈委員〉本管は通っているのに供用開始が2,3年先になってしまい、計画を変更して合併浄化槽を設置したという例もある。

〈会長〉今のご意見は、接続率の向上策を講ずることということによろしいか。

〈委員〉そのとおり。使用料の収入を増やし、できるだけ値上げ幅の軽減に努めようという事である。

〈会長〉委員の意見としてはケース1(21.57%)またはケース2(40.52%)のいずれかであるが、どちらかにまとめる。各委員の意見を求める。

〈委員〉値上げはやむなしと思うが、ケース2であるといきなり1か月あたり1,000円の値上げよりは、ケース1の方が市民に対して説明しやすいと思う。

〈委員〉値上げは賛成である。事業の健全化を考えるとケース2が望ましいと思う。しかし、1.5倍近くなる値上げは市民感情を踏まえるとよろしくない。段階的に値上げる方策が、事業の健全化が計れやすいと思う。

〈委員〉市民に対して説明がつけばよい。

〈委員〉下水道事業は受益者負担が原則であるのに、処理区域内の市民2万2千人に一般財源を繰り入れている状況である。これは市民の約半分が恩恵を受けていない状況であると言える。このような観点を踏まえる必要もある。

〈委員〉市民に説明の観点からケース1で行い、概ね5年の見直し時期にさらに見直したらいかかがか。

〈委員〉受益者負担の観点から、一般会計の繰入額の割合が処理区域内人口比率を上回らないようならば納得できる。ケース1でよい。

〈会長〉意見をまとめると、ケース1の意見が多いと思われる。理由として、現使用料からの激変緩和措置を行い市民の負担を配慮することがあげられる。その他、受益者負担の原則のもと、健全経営を図るために段階的に値上げが必要で、そのためには定期的な見直しが必要であるということ。

また、一般会計からの繰入金が、一部の市民が対象であるということ。これは常に発生する下水道事業経営の大きな論点である。これについては、明確な基準が無く、各団体がまとめていくしかない。これは団体により下水道の普及率や投資に差があるため、国で一律に扱える状況に無く、地方自治

体の審議会の判断に委ねられているといっても過言ではない。こうした観点から、一般会計からの繰入金における問題点を考慮する必要がある。したがって、下水道の促進を遅らせるとみるか、将来裾野市民に広く下水道サービスを普及させるため、あえて税金を投入し、未整備地域へ配慮するという2方向の見方がある。

おそらく、下水道はいらぬという市民は多く無いと思われる。これらを鑑み、ケース1としても、裾野市全体の下水道整備計画を確実に遂行するというのであれば、一般会計からの繰入金については説明できると考える。

その他、付け加え等意見はあるか。

〈委員〉なし。

〈会長〉裾野市の下水道使用料の平均改定率については、ケース1でよろしいか。

〈委員〉異議なし。

〈会長〉ではこれを元に進めるが、事務局は、下水道の使用料等が排出量で変動するので、ケース1における、もう少し具体的に精査し早見表を作成すること。

〈事務局〉了承。

〈会長〉今回は答申をまとめるが限られた日時のため、原案作成において会長一任で良いか伺う。

〈委員〉異議なし。

〈会長〉では、原案についてまとまりしだい委員各位に事務局より送付する。

その他議事の提案はあるか。

無いので閉会とする。